

火光利用敷網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第9号に掲げる次の火光利用敷網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年8月26日

岩手県

1 火光利用敷網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶の 総トン 数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動 植物の 種類	漁具の 種類その他の 漁業の 方法							
いかなご棒受 網漁業	いかな ご	棒受網	岩手県沖合海面	3月 20 日 から 6月 30 日まで	制 限 なし	20 トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町又は九戸郡野田村に漁業根拠地を有するもの	43
							岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡岩泉町又は下閉伊郡山田町に漁業根拠地を有するもの	51
							岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉伊郡大槌町に漁業根拠地を有するもの	13
							岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの	24
いかなご、しらうお、しらうお棒受網漁業	いかな ご、しら うお、し らうお			3月 10 日 から 6月 30 日まで		10 トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの	17

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年9月28日から令和8年10月29日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和9年1月1日（令和9年1月2日以降の場合は許可の日）から、令和11年12月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) いかなご棒受網漁業

a しらうお及びしろおの採捕を目的として操業してはならない。

b 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、10キロワット以下でなければならない。

c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

(イ) いかなご、しらうお、しろお棒受網漁業

a ・・・・と・・・を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、しらうお及びしろおの採捕を目的として操業してはならない。

b 毎年3月10日から3月19日までの間は、いかなごを採捕してはならない。

c 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、10キロワット以下でなければならない。

d 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めた許可の基準に従って、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。